

特別事業実施要項

1 目的

高等学校において生徒の豊かな感性を磨き、地域に根ざした開かれた学校づくりと、それぞれの学校の芸術文化活動の活発化と質的向上を図る。

2 事業内容

学校で開催する文化事業（ただし、文化祭は除く）に対し補助する。対象となる文化事業は、文化・芸術に関わる個人・団体を招致して行われる演劇・芸能・音楽等の鑑賞会、文化講演会、ワークショップ、作品展示等を原則とし、各学校の生徒に広く参加・鑑賞の機会が与えられる事業とする。

3 補助条件

文化事業の実施要項や印刷物（プログラム、リーフレット等）、横断幕・懸垂幕等を作成する際に「県高等学校文化連盟特別補助事業」の語句を入れ、事業補助の周知を図る。

4 補助金額

算定基準、規定は下記のとおり。各学校の配分額は基準に基づいて算出し、年度ごとに提示する。

- (1) 特別事業費総額は、総収入額の15%を上限とする。事業費が15%を超えるときには、各校への補助額を減額する。
- (2) 当該年度分の補助額の上限は下表のとおりとする。ただし、生徒数は前年度数に基づく。（予算作成が前年度2月のため）

特別事業補助金額算定の基準

支部	生徒数	～99名	100～399名	400～499名	500名以上
熊毛，大島支部内の各校		5万円			生徒数×100円
上記以外		3万円	3.5万円	生徒数×100円	

※算出された補助金額から、1,000円未満の端数は切り捨てる。

- (3) 全額未執行の翌年度は、前年度補助額と(2)において算出された額の合計を当該年度の補助額とする。
- (4) 全額未執行が3年度続いた翌年度は、3年度前の(2)で算出された額を減額したものを補助額とする。

補助額計算の例（熊毛・大島支部以外に所在する学校の場合。表中の○は文化事業の実施，×は未実施を示す。）

年度	算定基準生徒数・ 単年度の補助額	例1 実施有無・補助額	例2 実施有無・補助額	例3 実施有無・補助額	例4 実施有無・補助額
2024	420名・4.2万円	○・4.2万円	× 合計	× 合計	×
2025	398名・3.5万円	○・3.5万円	○・7.7万円	×	× 合計
2026	401名・4.0万円	○・4.0万円	○・4.0万円	○・11.7万円	×
2027	418名・4.1万円	○・4.1万円	○・4.1万円	○・4.1万円	○・11.6万円

5 補助金の申請方法

特別事業補助金受領を希望する学校は、文化行事実施後1ヶ月以内に、補助金の申請書と事業の実施を確認できる書類等（実施要項、印刷物、写真、写真データ等）を県高文連事務局に提出する。

6 補助金申請に関する留意事項

この事業の周知を図るため、「3 補助条件」に示すように、文化事業の実施要項や印刷物、横断幕・懸垂幕等に「県高等学校文化連盟特別補助事業」の語句が記載されているかを確認すること。